

令和7年1月20日

総務企画常任委員協議会会議概要

委 員 長 奈 良 祥 孝

副 委 員 長 蟙 名 和 子

1 開催日時 令和7年11月20日（木曜日）午前9時58分～午前10時23分

2 開催場所 第3委員会室

3 報告事項

(1) 令和7年第4回定例会提出予定案件

- ①青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- ②青森市職員等の旅費に関する条例及び青森市費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- ③専決処分の報告について
- ④青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

(2) その他

- ①事故の報告について

○出席委員

委員長 奈良祥孝	委員 天内慎也
副委員長 蟻名和子	委員 館山善也
委員 中田靖人	委員 大矢保
委員 軽米智雅子	

○欠席委員

委員 奈良岡 隆

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長 小野正貴	総務部次長 越後谷和人
総務部理事 村上靖	危機管理監 鈴木健仁
企画部長 金谷浩光	企画部次長 沢木正明
企画部理事 中村敦	税務部次長 工藤健志
税務部長 横内修	総務課長 藤林靖幸
会計管理者 斎藤賢剛	人事課長 村田幸長
選挙管理委員会事務局長 柴田一史	納税支援課長 佐々木潤一
監査委員事務局長 遠嶋祥剛	関係課長 等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 久保拓哉 議事調査課主幹 風晴英樹

○奈良祥孝委員長 ただいまから、総務企画常任委員協議会を開会いたします。

本日は、奈良岡委員が公務のため、欠席となっております。また、浪岡振興部長が民生環境常任委員協議会において、定例会提出予定案件の報告を行うため、欠席となっております。

それでは、本日の案件に入ります。

令和7年第4回定例会提出予定案件について、報告を求めます。

なお、質疑については、事前審査とならないようお願いします。

初めに、「青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）令和7年第4回定例会に提出を予定しております青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 概要」につきまして、本年8月8日の人事院勧告及び10月6日の青森県人事委員会勧告を勘案して、職員の給料月額等の改定を行うため、関係条例を改正しようとするものであります。

「2 改正対象条例」は、資料記載のとおり青森市職員の給与に関する条例ほか3条例となります。

「3 主な改正内容」につきまして、1つは、「ア 給料表の改定」であります。

行政職給料表につきましては、高卒程度初任給の月額19万4500円から20万6700円に1万2200円の引上げ、大卒程度初任給の月額22万5600円から23万7600円に1万2000円の引上げをはじめ、若年層に重点を置きながら、全体で平均3.05%の引上げ改定を行おうとするものであります。

その他、公安職、教育行政職、医療職、任期付研究員及び任期付職員のうち特定任期付職員の給料表につきましても、行政職給料表との均衡を考慮して改定するものであります。

なお、任期付研究員及び特定任期付職員については該当する職員はいずれもおりません。

次に、2ページを御覧ください。

「イ 期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定」でありますが、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数をそれぞれ、一般職員及び特定任期付職員については、期末手当を0.025月、勤勉手当を0.075月と、それぞれ引き上げ、再任用職員については0.025月ずつ引き上げようとするものであります。また、任期付研究員につきましては、期末手当を0.05月引き上げ、特別職及び市議会議員につきましては、期末手当の年間の支給月数を0.10月引き上げようとするものであります。

支給月につきましては、令和7年度は、年間の引上げ分を12月支給分で、令和8

年度以降につきましては、年間の支給分を6月と12月に支給分が均等となるよう支給することとしております。

なお、会計年度任用職員の支給月数については、資料記載のとおり、一般職員と同様の支給月数とするものであります。

次に、3ページを御覧ください。

「ウ宿日直手当の改定」でありますが、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、普通宿日直を4400円から4700円に、医師宿日直を3万円から3万1500円に引き上げようとするものであります。

「4 施行期日」でありますが、令和7年度に係る改定は、公布の日から施行とし、「ア 紹介表」、「イ 期末手当及び勤勉手当の支給月数」及び「ウ宿日直手当」に係る改定は、令和7年4月1日に遡及して適用し、令和8年度以降に係る期末・勤勉手当の支給月数の改定は、令和8年4月1日から施行することとしております。

なお、今回の改定による令和7年度の影響額は、7億3319万5000円となり、会計年度任用職員に係る影響額は、2億5577万3000円を見込んでおります。

「6 その他」でありますが、通勤手当につきまして、青森県人事委員会勧告を勘案して、自動車等使用者に対する支給額の上限を引き上げ、駐車場等の利用に対する通勤手当の新設を予定しておりますが、現在、青森県より給与条例及び人事委員会規則の改正の原案が届いておらず、距離区分等の詳細が確認できておりませんことから、こちらにつきましては、令和8年第1回定例会に改正案の提出を予定しております。

説明は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市職員等の旅費に関する条例及び青森市費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 令和7年第4回定例会に提出を予定しております青森市職員等の旅費に関する条例及び青森市費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 概要」につきましては、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに事務負担の軽減を図るため、本年4月1日、国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたことを踏まえ、国、青森県との均衡を図るため、本市における旅費制度について同様の改正を行うものであります。

「2 主な改正内容」についてでありますが、初めに、「(1) 青森市職員等の旅費に関する条例の一部改正」のうち、「①旅費の種目と支給内容」について御説明申し上げます。

交通費の区分のうち、鉄道賃については、現行は急行、座席指定利用に距離制限がありますが、これを廃止し、鉄道の利用に必要な費用を支給対象とするよう改正するものであります。

船賃については、現行は、運賃等級がある場合は、職務の級に応じて等級区分が異なっておりますが、利用可能な区分を最下級を原則とし、必要に応じ座席指定料金等を追加するよう改正するものであります。

航空費については、現行は、現に支払った旅客運賃としておりますが、利用可能な区分を最下級を原則とし、必要に応じ座席指定料金等を追加するよう改正するものであります。

なお、特別職については、最下級から最上級までの間で旅行目的等に応じ、最も経済的かつ合理的な区分を選択するものであります。

その他の交通費については、現行は車賃といたしまして路程に応じ 1 キロメートル当たり 37 円の定額で支給しておりますが、県条例に準じ、これを 1 キロメートル当たり 25 円の定額へと変更いたしますとともに、レンタカ一代や駐車場代などは実費により支給できるよう改正するものであります。

次に、宿泊費等の区分のうち、宿泊費については、現行は、職務の級に応じて 1 万 900 円から 1 万 4800 円の範囲で、一夜当たりの定額を支給する定額支給方式としておりますが、都道府県ごとに上限付の宿泊費基準額を設定し、宿泊費基準額内の実費支給方式とするよう改正するものであります。

参考といたしまして、上限となる宿泊費基準額の最高額は、東京都、埼玉県、京都府で、一般職は 1 万 9000 円、特別職は 2 万 7000 円、最低額は、福島県、鳥取県、山口県で、一般職は 8000 円、特別職は 1 万 1000 円とするものであります。

包括宿泊費については、現行は規定がありませんが、パック旅行に要する費用を支給するために新設するものであります。

2 ページの宿泊手当については、現行は、職務の級に応じて 2200 円から 3000 円までの範囲で、一日当たりの定額を日当として支給しておりますが、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための旅費として、職務の級にかかわらず、一律 2400 円を支給するよう改正するものであります。

食卓料については、現行は宿泊料に食事料金が含まれていない場合に支給しておりますが、今般の改正により宿泊手当に含めたことに伴い、これを廃止するものであります。

次に、その他の種目の区分についてですが、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費は、それぞれ定額支給方式から実費支給方式へ改正するものであり、改正内容は表に記載のとおりとなっております。

死亡手当については、外国旅行中に死亡した場合に、職務の級に応じて、40 万円から 64 万円までの定額等を支給しておりますが、職務の級にかかわらず、一律 93 万円を支給するよう改正するものであります。

次に、「②旅費の支給対象の見直し」につきましては、旅行者本人に対する旅費の支給に代えて、旅行代理店等に対する直接の支払いを可能とする規定を新設するものであります。

次に、「③市費の適正な支出の確保」につきましては、旅費を過大に受給した場合、旅費の返納を求めるとともに、旅行者の給与等からの控除を可能とする規定を新設するものであります。

以上が、「(1) 青森市職員等の旅費に関する条例の一部改正」の主な改正内容であります。

続きまして、「(2) 青森市費用弁償条例の一部改正」についてであります。ただいま御説明させていただきました青森市職員等の旅費に関する条例の一部改正と同内容の改正をするものであります。

最後に「3 施行期日」でありますが、令和8年4月1日としております。

説明は以上でございます。

○**奈良祥孝委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。姥名委員。

○**姥名和子委員** その他の交通費に関連して聞きたいんですが、まず、職員が自分の車を使って出張をするという場合はどのような場合があるのでしょうか。

また、この定額支給の1キロメートル当たり25円については、県の職員からも足りないということで、組合としても要望を続けていて、もう50年も前からの金額なんですが、県を参考にしたということですけれども、他市町村などは参考にしたのでしょうか。

○**奈良祥孝委員長** 総務部長。

○**小野正貴総務部長** まず、職員が自分の車を使って出張するというようなことは基本的には想定しておらず、公共交通機関などをを使います。ただ、資料中のその他の交通費というのは、現地に行って公共交通機関を使用できず、レンタカー等を借りた場合のレンタカ一代などとなります。

もう1点、定額支給の1キロメートル当たりの25円であります。これまで1キロメートル当たりの定額支給が37円で、これは国に準拠しておりましたけれども、国でこの規定がなくなったため、県に準拠いたしまして25円としたものであります。

以上でございます。

○**奈良祥孝委員長** 担当課から補足等ありますか。どうぞ。

○**村田幸長人事課長** 補足になりますが、市職員の私有車の使用につきましては、青森市内——行政区域内においては浪岡庁舎や本庁舎の行き来などの観点で私有車を公用車使用という形で認めております。その際にも同様に1キロメートル当たり25円を支給することとなります。ただ、青森市外に出張をする場合は私有車の公用使用ではなく、専門の運転手が運転する公用車で出張をするということを原則で運

用しております。

よって、青森市外に車で出張をする場合については基本的に1キロメートル当たり25円の定額支給は対象にならず、東京等でレンタカーを借りるなどとした場合に対象となります。

そのほか、定額支給の1キロメートル当たり25円についてですが、国が定額支給1キロメートル当たり37円となっていて、今回その規定が削除されたことについては、やはり近年、車の性能等が上がっていて、ガソリン代の利用の部分等も減っているなどという実情を鑑みて、国では、この部分について削除し、実際、運用レベルの話ですと、1キロメートル当たり18円程度での運用を今やっているというようなことをお伺いしております。

そちらと県の1キロメートル当たり25円を比較して青森市としては県に準拠するような形で1キロメートル当たり25円を採用させていただいたところであります。

○奈良祥孝委員長 蟻名委員。

○蟻名和子委員 1キロメートル当たり18円の根拠のところをもう一度お願いします。

○奈良祥孝委員長 担当課長。

○村田幸長人事課長 国の旅費業務の標準的な取扱いということで、国の各府省等の申合せとして、ガソリン代は1キロメートル当たり18円で運用することが国で決められているところであります。

○奈良祥孝委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○奈良祥孝委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「専決処分の報告について」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分について、御報告申し上げます。

本事案につきましては、10月21日開催の本常任委員協議会で御報告させていただいたところでありますが、令和7年第4回市議会定例会に報告を予定しておりますことから、前回と同じ内容となりますけれども、その概要について御説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。

事故の発生は、本年7月28日、月曜日の午後0時43分頃に発生したものであります。

事故の発生状況でありますと、アウガでの業務を終え本庁舎に帰庁するために駐車場から出庫する際、対向車の進路にはみ出ないようハンドルを左に切り前進したところ、ハンドルを左に切り過ぎたことが原因で、公用車の左側面後方と左隣に駐車しておりました車両の前面右側が接触したものであります。

損害賠償につきましては、双方協議の結果、市が相手方に対し、この事故による車両損害額といたしまして7万7050円を負担することで合意し、合意内容について令和7年10月10日に専決処分をし、同日示談が成立したものであります。

なお、損害賠償につきましては、市が加入しております全国市有物件災害共済会の自動車損害共済で対応しております。

専決処分の報告につきましては、以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について」報告を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 令和7年第4回青森市議会定例会に提出を予定しております青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について、御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 青森県市町村総合事務組合」については、地方公共団体がその事務の一部を共同処理するため、地方自治法第284条の規定に基づいて設置された一部事務組合であり、現在は、資料の中ほどにあります規約別表第1に記載される10市、30町村、20の一部事務組合、3つの広域連合の合計63団体が加入し、資料の下方にあります規約別表第2に記載の11項目の事務を共同処理しております。

本市は、規約別表第2の第10号、市町村税等の滞納整理に関する事務を共同処理するため、平成27年4月1日付で当組合の構成団体となっております。

次に、「2 地方公共団体の数の減少及び規約の変更」については、規約別表第2の第8号の事務を共同処理するために、本組合に加入しておりました黒石地区清掃施設組合が、ごみ処理広域化のため、令和8年3月31日をもって解散することとなりましたことから、規約から削除するものであります。

一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減または一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、関係地方公共団体の議決を経なければならないこととされており、令和7年10月20日付で、当組合から構成団体であります本市に、規約変更の協議依頼があったことから、このことについて、令和7年第4回青森市議会定例会に提案する予定となっております。

説明は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、令和7年第4回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、その他の報告を求めます。

初めに、「事故の報告について」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 危機管理課職員の公用車運転中に発生いたしました事故について、お手元の資料に基づき御報告申し上げます。

事故の発生は令和7年11月1日土曜日、午後2時頃、発生場所は北金沢二丁目37番16号、旭町通りアンダーパスの南側出口付近となります。

事故の発生状況でありますと、令和7年度青森県総合防災訓練で使用する予定であります物資を片づけるため、旭町通りアンダーパスからカクヒログループスーパーアリーナに向かっておりましたところ、交差点手前を右折転回した際、自車左側面後方部分が停車中の相手方車両の右側面後方部分に接触したものであります。

今回の事故による被害につきましては、相手方車両の乗員及び公用車運転手にけがはありませんでしたが、相手方車両が損傷しておりますことから、現在、相手方と示談に向けて交渉中であります。

これまでも、公用車の運転に際しては、細心の注意を払うよう日頃から職員に呼びかけているところでありますと、改めて部内職員に対し、公用車の運転に係る注意喚起を呼びかけ、安全運転、安全確認に努めるよう、周知・徹底したところであります。

度重なる職員による交通事故の発生となり、申し訳ありません。

報告は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

そのほか、理事者側から報告事項などありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○奈良祥孝委員長 また、委員の皆さんから御意見等ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○奈良祥孝委員長 以上をもって本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)